

Ⅱ 記 載 要 領

1. 一般的事項

(1) 「団体番号」欄の太枠内には、下表の団体番号を記入すること。

団 体 名	番号	団 体 名	番号	団 体 名	番号
北海道	010006	青森県	020001	岩手県	030007
宮城県	040002	秋田県	050008	山形県	060003
福島県	070009	茨城県	080004	栃木県	090000
群馬県	100005	埼玉県	110001	千葉県	120006
東京都	130001	神奈川県	140007	新潟県	150002
富山県	160008	石川県	170003	福井県	180009
山梨県	190004	長野県	200000	岐阜県	210005
静岡県	220001	愛知県	230006	三重県	240001
滋賀県	250007	京都府	260002	大阪府	270008
兵庫県	280003	奈良県	290009	和歌山県	300004
鳥取県	310000	島根県	320005	岡山県	330001
広島県	340006	山口県	350001	徳島県	360007
香川県	370002	愛媛県	380008	高知県	390003
福岡県	400009	佐賀県	410004	長崎県	420000
熊本県	430005	大分県	440001	宮崎県	450006
鹿児島県	460001	沖縄県	470007	札幌市	011002
仙台市	041009	さいたま市	111007	千葉市	121002
横浜市	141003	川崎市	141305	相模原市	141500
新潟市	151009	静岡市	221007	浜松市	221309
名古屋市	231002	京都市	261009	大阪市	271004
堺市	271403	神戸市	281000	岡山市	331007
広島市	341002	北九州市	401005	福岡市	401307
熊本市	431001				

(2) 調査票の太線枠内にもれなく記入し、該当のない項目欄には、必ずゼロ(0)を記入すること。

(3) コード、数値の記入もれ、桁違い等に注意すること。

(4) 本調査中調査票1から3までの表側区分は、「地方財政統計年報」(総務省)によるものである。

〔調査票1〕 歳出：1-3-5表 歳入：1-3-3表

〔調査票2〕 法適下水道事業：3-1-3表 法非適下水道事業：3-1-6表

〔調査票3〕 普通会計：1-3-5表 公営事業会計：3-1-5表(法適)、3-1-6表(法非適)

また、本調査中調査票乙の表側区分は、地方自治法施行規則第15条に定める歳入歳出予算の区分によるものである。

- (5) 調査票の提出期限について、調査票乙に係る期限は、調査票甲に係る期限と比べ3か月後となる。例えば、ある年の6月末を調査の基準期日とする場合、調査票甲に係る提出期限は同年7月末であり、調査票乙に係る提出期限は同年10月末である。これに伴い、両者について、回答の際に基準期日に混同が生じないように注意すること。

2. 消費的経費(普通会計)〔調査票甲〕

この調査は、消費的経費(普通会計)の各四半期末(3月末、6月末、9月末及び12月末)現在における現計予算額を調査するものである。

(1) 「現計予算額」

- ① 歳入にあつては、「当初予算額」に「補正予算額」を加減し、更に「継続費及び繰越事業費繰越財源充当額」を加算した額である。
- ② 歳出にあつては、「当初予算額」に「補正予算額」を加減し、更に「継続費及び繰越事業費繰越額」を加算し、「予備費支出及び流用増減」を調整した額である。

(2) 「一. 人件費 7. 恩給及び退職年金」 [列番号(1)、(2)]

「一. 人件費」には事業費支弁職員分を除いた額を計上する。「7. 恩給及び退職年金」とは、地方公務員等共済組合等の施行前に退職した恩給受給資格を有する者等に支給される恩給及び退職年金をいう。

(3) 「二. 物件費」 [列番号(3)]

維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策費に係る物件費を除くその他の経費の物件費を計上する。

(4) 「三. 維持補修費・うち住宅分」 [列番号(4)、(5)]

「三. 維持補修費」には、施設等の維持管理上必要と認められる程度のものを計上し、改築増築等施設の形状ないし構造そのものを改良し、その効果をも増加させる経費については、維持補修費ではなく、普通建設事業費として取り扱う。したがって、この経費には、施設等の効用を維持するに要する経費の目の金額を計上する。

ただし、この場合、目に含まれている人件費は「一. 人件費」に移し替えるものとする。また、物件費により取得された物件(例えば、自転車、コピー機器、机等)の修繕料は、物件費に含まれる。

なお、庁舎等の建築物の維持補修費について目が設置されていない場合にあつても、この補修に要した経費のうち人件費を除いたすべての経費を維持補修費として計上する。

「うち住宅分」とは、地方自治法施行規則第15条に定める歳出予算区分における「第8款 土木費/第6項 住宅費」に相当するものである。

- (5) 「八. 失業対策事業費」 [列番号(6)]
4. (2)③の「六. 普通建設事業費」「七. 災害復旧事業費」と同じ。
- (6) 「十六. 使用料 1. 授業料 2. 保育所使用料 5. その他」 [列番号(7), (8), (9)]
- ① 「十六. 使用料」には、公の施設の利用又は地方自治法第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用につき徴収される使用料及び水利権、その他無体財産権(特許権、著作権等)の使用等に対するものを計上する。なお、普通財産及び物品等を行政目的に支障のない範囲で貸し付ける場合の使用料はここには計上しない。
- ② 「1. 授業料」には、高等学校、幼稚園及びその他の学校における授業料をはじめ入学金及び通信教育受講料を含めて計上する。
- ③ 「2. 保育所使用料」には、児童福祉法第56条の規定により本人又は扶養義務者から徴収した保育料のうち、当該団体が設置している保育所の保育児童分について計上する。当該団体以外のものが設置している保育所のうち、民間保育所の措置児童分については、「12 分担金及び負担金」の「(3)その他」に該当し、他団体から委託を受けた措置児童分については、「12 分担金及び負担金」の「(1)同級他団体からのもの」に該当するので、ここでは計上しない。
- (7) 「十七. 手数料、うち清掃手数料」 [列番号(10), (11)]
- ① 「十七. 手数料」には、地方自治法第227条の規定により徴収するものが計上される。
- ② 「清掃手数料」とは、地方自治法施行規則第15条に定める歳出予算区分における「第4款 衛生費/第2項 清掃費」の対価として徴収するものをいう。なお、「清掃使用料」として徴収している団体にあつては、ここには含めない。
- (8) 「十八. 国庫支出金 11. 委託金 (3)その他」 [列番号(12)]
- ① 「十八. 国庫支出金」には、直接国庫から交付されるもので、支出官事務規定第17条第2項の規程に基づき支出官名で通知されたもの等を計上する。
- ② 「11. 委託金」には、もっぱら国の利害に関係ある事務に係るもの、国の統計及び調査に要する経費、代行工事による国からの委託金等について計上する。
- ③ 「(3)その他」には「(1)普通建設事業」及び「(2)災害復旧事業」以外で「11. 委託金」に該当するものを計上する。
- (9) 「二十一. 財産収入 2. 財産売払収入 (3)その他」 [列番号(13)]
- ① 「二十一. 財産収入」とは、地方公共団体が有する財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することによって生ずる現金収入である。ただし、行政財産及び公の施設の利用に係る使用料は含まれない。財産とは、主として地方自治法第237条第1項にいう財産(公有財産、物品、債権及び基金)をいう。
- ② 「(3) その他」とは、「(1)土地建物」及び「(2)立竹木(分収林契約に基づく分収金はここに含める。)」以外で「財産売払収入」に該当するものをいう。
- (10) 「二十五. 諸収入 8. 雑入 (4)その他」 [列番号(14)]
雑入中(1)一部事務組合配分金、(2)新エネルギー・産業技術総合開発機構からのもの、(3)市町村からのもの以外のものを計上する。

3. 消費的経費(公営事業会計)〔調査票甲〕

この調査は、消費的経費(法(非)適用下水道事業)の各四半期末(3月末、6月末、9月末及び12月末)現在における現計予算額を調査するものである。

下水道事業とは、下水道法の適用を受ける下水道事業をいう(流域下水道事業、都市下水路事業を含む。)。なお当該事業会計においては、同法に基づく都市下水路事業をあわせて経理している場合には、これを含める。

(1) 「現計予算額」

- ① 収益的支出にあつては、「当初予算額」に「補正予算額」を加減し、更に「予備費支出額」及び「流用増減額」を加減するとともに、「地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額」及び「地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額」を加算した額である。
- ② 収益的収入にあつては、「当初予算額」に「補正予算額」を加減し、更に「地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額」を加算した額である。なお、「地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額に係る財源充当額」として予算計上された額は含めない。

(2) 「法適用下水道事業」〔列番号(15)～(24)〕

- ① 「経常費用」とは、地方公営企業法施行規則別表第5号に定める予算様式(以下「予算様式」という。)第3条(収益的収入及び支出)支出「第1款 事業費」のうち「第1項 営業費用」と「第2項 営業外費用」の合計額である。「経常収益」とは、予算様式第3条(収益的収入及び支出)収入「第1款 事業収益」のうち「第1項 営業収益」と「第2項 営業外収益」の合計額である。
- ② 「受託工事費用」〔列番号(16)〕には、受託工事に要する費用を計上する。
- ③ 「職員給与費」〔列番号(17)〕には、管理者をおいている場合は管理者を含めて計上する。
- ④ 「減価償却費」〔列番号(18)〕には、地方公営企業法施行規則第6条(減価償却)、第8条(有形固定資産の減価償却額)及び第9条(無形固定資産の減価償却額)により償却する額を計上する。
- ⑤ 「支払利息」〔列番号(19)〕には、企業債利息、他会計借入利息及び一時借入金利息を計上する。
- ⑥ 「受託工事収益」〔列番号(21)〕には、工事受託による収入を計上する。
- ⑦ 「他会計補助金」〔列番号(22)〕には、地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金のうち収益的支出に充てるためのものを計上する。
- ⑧ 「他会計負担金」〔列番号(23)〕には、地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)及び地方公営企業法施行令第8条の5(一般会計等において負担する経費)に基づく他会計負担金のうち収益的支出に充てるため受け入れるものを計上する。
- ⑨ 「国(県)補助金」〔列番号(24)〕には、収益的支出に充てるための国(県)補助金、例えば再建債利子補給金等を計上すること。

(3) 法非適用下水道事業会計〔列番号(25)～(30)〕

- ① 「営業費用のうち(ウ)その他」〔列番号(26)〕
「営業費用」は、経常的な支出のうち、主たる営業活動に要する経費、「(ウ)その他」には「職員給与費」及び「受託工事費」以外で「営業費用」に該当するものを計上する。
- ② 「営業外費用のうち(イ)その他」〔列番号(27)〕

「営業外費用」は、経常的な支出のうち主たる営業活動以外に要する経費であり、「(イ)その他」には、「支払利息」以外で「営業外費用」に該当するものを計上する。

③ 「営業収益のうち(エ)その他」 [列番号(29)]

「営業収益」は、経常的な収入のうち主たる営業活動から生じた収益であり、「(エ)その他」には「料金収入」、「負担金」及び「受託工事収益」以外で「営業収益」に該当するものを計上する。

④ 「営業外収益のうち(エ)その他」 [列番号(30)]

「営業外収益」は、経常的な収入のうち主たる営業活動以外から生じた収益であり、「(エ)その他」には、「国(県)補助金」及び「他会計繰入金」以外で「営業外収益」に該当するものを計上する。

4. 投資的経費(普通会計・公営事業会計) [調査票甲]

この調査は、投資的経費(普通会計及び法(非)適用下水道事業)の各四半期末(3月末、6月末、9月末及び12月末)現在における現計予算額を調査するものである。

(1) 「現計予算額」

① 普通会計(歳出)にあつては、「当初予算額」に「補正予算額」を加減し、更に「継続費及び繰越事業費繰越額」を加算し、「予備費支出及び流用増減」を調整した額である。

② 公営事業会計(建設改良費)にあつては、「当初予算額」に「補正予算額」を加減し、更に「流用増減額」を加減するとともに、「地方公営企業法第26条の規定による繰越額」及び「継続費通次繰越額」を加算した額である。

③ 公営事業会計(固定資産売却代金)にあつては、「当初予算額」に「補正予算額」を加減し、更に「地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額」及び「継続費通次繰越額に係る財源充当額」を加算した額である。

(2) 「六. 普通建設事業費」 [列番号(31)、(32)、(35)、(36)] 「七. 災害復旧事業費」 [列番号(33)、(34)]

① 「六. 普通建設事業費」 [列番号(31)、(32)]には、「住宅」分を含む計数を記入すること。

② 「六. 普通建設事業費」(住宅) [列番号(35)、(36)]の住宅とは、地方自治法施行規則第15条に定める歳出予算区分における「第8款土木費・第6項住宅費」に相当するものである(2.(4)に同じ。)

③ 「六. 普通建設事業費」「七. 災害復旧事業費」は、各款の事業費に該当する目(目の一部であっても独立の一事業である場合を含む。)の合算額を計上する。したがって、目を一括計上するものであるから、事業に伴う人件費(職員及び常備的臨時職員に係るものを含む。)及び事務雑費も含まれる。なお、当該都道府県及び政令指定都市が直接には実施しないが、その最終使途が資本形成のための支出である場合には、補助費等を含めず各事業費に計上する。

④ 「1. 補助事業費」 [列番号(31)、(33)、(35)]には、都道府県にあつては、国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、政令指定都市にあつては、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、都道府県の単独の補助を受けて行う事業費は含めない。

なお、補助基準単価を上回る実施単価に係る分(いわゆる単価差)、設置基準等で定められた面積等を上回って実施する継ぎ足し工事分(いわゆる数量差)及び補助事業と一体となって施行する事業

のうち補助対象外となっている部分に係る工事分(いわゆる対象差)は補助事業費に含めずその団体の単独事業として取り扱う。

- ⑤ 「2. 単独事業費」 [列番号 (32)、(34)、(36)] には、都道府県にあつては、前述の補助事業の超過負担分のほか都道府県が単独で行うもの、政令指定都市にあつては、前述の補助事業の超過負担分のほか政令指定都市が単独で行うもの及び都道府県の単独の補助を受けて行う事業費を計上する。
 - ⑥ 「(1) その団体で行うもの」とは、当該団体が直接に実施する事業費をいう(当該団体が直接には実施しないが、その最終用途が資本形成のための支出であるものは「(2) 補助金」に計上されるので、「(1) その団体で行うもの」には計上しない。)。
 - ⑦ また、事業費支弁の人件費は、「六. 普通建設事業費」「七. 災害復旧事業費」及び「八. 失業対策事業費」に該当する予算上の事業費の目に含まれているものであり、その内容としては、補助事業の執行に必要なものとして補助された事務的経費中の人件費、工事雑費中の人件費、単独事業費中の設計監理のための人件費である。
 - ⑧ 「うち 用地費」には、土地の購入費のみを計上する(資産の取得に要する移転補償、営業補償等の補償費及び土地取引に要した移転コスト(仲介者手数料、法律的サービス料、権利関係調査費等)は含めない。)。
- (3) 「建設改良費」 [列番号 (37)、(39)]
- ① 「建設改良費」は、予算様式第4条(資本的収入及び支出)のうちの「支出/第1款 資本的支出/第1項 建設改良費」に相当するものである。
 - ② 「うち 用地費」については、上記(2)⑧と同じ。

5. 特記事項 [調査票甲]

特記事項には、今回の補正措置における特徴点を普通会計、公営事業会計別に記入し、それぞれ関係予算の施行状況(契約率等)について可能な範囲で記入する。

6. 一般会計款別収入済額（都道府県・政令指定都市共通）〔調査票乙〕

この調査は、各四半期における一般会計の款別収入済額を調査するものであり、全ての都道府県、政令指定都市が回答する。一般会計のみを対象とするため、特別会計との純計処理等を行わない。なお、「款」は、地方自治法施行規則第15条に定める歳入歳出予算の区分による。

(1) 「都道府県税／市税」 [列番号(1)]

地方税法に規定する普通税（法定普通税及び法定外普通税）、旧法による税、目的税（法定目的税及び法定外目的税）を計上する。なお、地方税法第72条の114の規定に基づいて相殺した地方消費税清算金は、収入となる場合には「6. 一般会計款別収入済額 (1) 地方消費税清算金」に計上し、支出となる場合には「7. 一般会計款別支出済額 (14) 諸支出金」に計上する。また、同法第65条の2の規定に基づいて相殺した利子割精算金は、収入となる場合には「(13) 諸収入」に計上し、支出となる場合には「7. 一般会計款別支出済額 (14) 諸支出金」に計上する。

(2) 「地方譲与税」 [列番号(2)]

地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、石油ガス譲与税を計上する。

(3) 「地方特例交付金」 [列番号(3)]

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第2条の規定により国から交付された地方特例交付金を計上する。

(4) 「地方交付税」 [列番号(4)]

地方交付税法第3条の規定により国から交付された地方交付税を計上する。

(5) 「交通安全対策特別交付金」 [列番号(5)]

道路交通法附則第16条の規定により国から交付された交通安全対策特別交付金を計上する。

(6) 「分担金及び負担金」 [列番号(6)]

地方自治法第224条に規定された分担金及び地方財政法第27条又は関係法令に規定された負担金を計上する。

(7) 「使用料及び手数料」 [列番号(7)]

地方自治法第225条に規定された使用料等及び同法第227条に規定された手数料を計上する。なお、普通財産及び物品等を行政目的に支障のない範囲で貸し付ける場合は「(9) 財産収入」に計上する。また、児童福祉法第56条の規定による徴収金については、当該団体が設置している保育所の児童分を計上し、当該団体以外の者が設置している保育所の児童分は「(6) 分担金及び負担金」に計上する。

(8) 「国庫支出金」 [列番号(8)]

地方財政法第16条、第17条の規定等により国から支出又は交付された国庫負担金、国庫補助金、委託金を計上する。直接国庫から交付されるもので、支出官事務規程に基づき支出官名で通知されたもののほか、例外として支出官名の通知によらず、直接補助金又は交付金の交付通知により指定金融機関に小切手で振り込まれたものについて計上する。したがって、都道府県の予算を經由して市町村に交付される間接補助金は「6. 一般会計款別支出済額 (11) 道府県支出金」に計上する。

また、一般財源等に振り替えられた国庫支出金についても計上する。

(9) 「財産収入」 [列番号(9)]

財産運用収入（財産貸付収入、基金運用収入、株式配当金等）、財産売払収入（不動産、物品、生産物等の売払収入、分収林契約に基づく分収金を含む。）を計上する。

(10) 「寄附金」 [列番号(10)]

使途が限定されない一般寄附金及び目的事業費の特定財源として充当される指定寄付金を計上する。

(11) 「繰入金」 [列番号(11)]

特別会計繰入金、基金繰入金及び財産区繰入金を計上する。なお、特別会計からの繰入れのうち収益金の繰入額（収益事業に係る一部事務組合からの収益金の繰入額を含む。）、地方公営企業の特別会計から当該会計に対する貸付金の元利償還相当額を受け入れる場合は「(13) 諸収入」に計上する。

(12) 「繰越金」 [列番号(12)]

繰越事業費等充当財源繰越額（継続費遞次繰越、明許繰越、事故繰越、事業繰越及び支払繰延の財源として充当すべき繰越額）及び純繰越金（上記を除いた純剰余金）を計上する。

(13) 「諸収入」 [列番号(13)]

延滞金、加算金及び過料、預金利子、公営企業貸付金元利収入、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、利子割精算金収入（地方税法第65条の2の規定に基づいて他の都道府県から支払を受けた額と他の都道府県に支払った額を相殺して得た額を、収入に区分して積み上げた額）、その他上記のいずれにも属さない収入を計上する。

(14) 「都道府県債／市債」 [列番号(14)]

地方財政法第5条各号に掲げる場合等のために起こした都道府県債／市債の収入額、起債前借分等を計上する。

7. 一般会計款別収入済額（都道府県又は政令指定都市） [調査票乙]

この調査は、各四半期における一般会計の款別収入済額を調査するものであり、調査事項に応じ、都道府県又は政令指定都市が回答する（ただし「(12) 一般会計収入済総額」は全団体が回答する。）。一般会計のみを対象とするため、特別会計との純計処理等を行わない。なお、「款」は、地方自治法施行規則第15条に定める歳入歳出予算の区分による。

(1) 「地方消費税清算金」 [列番号(15)]（都道府県のみ計上）

地方税法第72条の114の規定に基づいて他の都道府県から支払を受けた額と他の都道府県に支払った額を相殺して得た額を、収入に区分して積み上げた額を計上する。

(2) 「市町村たばこ税都道府県交付金」 [列番号(16)]（都道府県のみ計上）

地方税法第485条の13の規定により市町村から交付された市町村たばこ税都道府県交付金を計上する。

(3) 「利子割交付金」 [列番号(17)]（市のみ計上）

- 地方税法第71条の26の規定により道府県から交付された利子割交付金を計上する。
- (4) 「配当割交付金」 [列番号18] (市のみ計上)
地方税法第71条の47の規定により道府県から交付された配当割交付金を計上する。
- (5) 「株式等譲渡所得割交付金」 [列番号19] (市のみ計上)
地方税法第71条の67の規定により道府県から交付された株式等譲渡所得割交付金を計上する。
- (6) 「地方消費税交付金」 [列番号20] (市のみ計上)
地方税法第72条の115の規定により道府県から交付された地方消費税交付金を計上する。なお、特別地方消費税交付金も含める。
- (7) 「ゴルフ場利用税交付金」 [列番号21] (市のみ計上)
地方税法第103条の規定により道府県から交付されたゴルフ場利用税交付金を計上する。
- (8) 「軽油引取税交付金」 [列番号23] (市のみ計上)
地方税法第144条の60の規定により道府県から交付された軽油引取税交付金を計上する。
- (9) 「国有提供施設等所在市町村助成交付金」 [列番号24] (都及び市のみ計上)
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定により国から交付された国有提供施設等所在市町村助成交付金を計上する。
- (10) 「道府県支出金 等」 [列番号25] (市のみ計上)
地方財政法第29条の規定等により道府県から支出又は交付された道府県負担金、道府県補助金、委託金を計上する。道府県から単独で補助又は交付された額（上記(3)～(9)に該当しない交付金（分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金 等）を含む。）、国庫支出金として道府県の予算に計上された上で交付された額、国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく道府県の補助負担分として交付された額を計上する。
- (11) 「一般会計収入済総額」 [列番号26] (全団体が計上)
各四半期における一般会計の収入済額の総額を計上する。

8. 一般会計款別支出済額 [調査票乙]

この調査は、各四半期における一般会計の款別支出済額を調査するものである。一般会計のみを対象とするため、特別会計との純計処理等を行わない。なお、「款」は、地方自治法施行規則第15条に定める歳入歳出予算の区分による。

- (1) 「議会費」 [列番号27]
議員の報酬、費用弁償及び議会運営に要する費用並びに議会事務に従事する職員の給料、諸手当及び広報事務等に要する費用を計上する。
- (2) 「総務費」 [列番号28]
総務管理費、企画費、徴税费、選挙費、統計調査費、人事委員会費、監査委員費を計上する。併せて、都道府県にあつては区市町村振興費を、市にあつては戸籍住民基本台帳費を、それぞれ計上する。防災に要する費用については、都道府県にあつては総務費に計上し、市にあつては「(10) 消防費」に計上する。

- (3) 「民生費」 [列番号(29)]
社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費を計上する。
- (4) 「衛生費」 [列番号(30)]
保健衛生、環境衛生、精神衛生、母子衛生、生活習慣病対策に要する経費、伝染病の予防関係経費、保健所費、清掃費等を計上する。
- (5) 「労働費」 [列番号(31)]
失業対策、労働教育、労働福祉、職業訓練等に要する経費を計上する。併せて、都道府県にあっては労働委員会費を計上する。
- (6) 「農林水産業費」 [列番号(32)]
農業費、畜産業費、農地費、林業費、水産業費を計上する。
- (7) 「商工費」 [列番号(33)]
商業費、工鉦業費、観光費を計上する。
- (8) 「土木費」 [列番号(34)]
土木管理費、道路橋りょう費、河川海岸費、港湾費、都市計画費、住宅費、空港費を計上する。併せて、都道府県にあっては水防費を計上する。
- (9) 「警察費」 [列番号(35)] (都道府県のみ計上)
警察管理、警察活動に要する費用を計上する。
- (10) 「消防費」 [列番号(36)] (都及び市のみ計上)
消防管理、消防活動に要する費用を計上する。併せて、市町村にあっては、防災、水防に要する費用を計上する。
- (11) 「教育費」 [列番号(37)]
教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費、特別学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費、大学費を計上する。
- (12) 「災害復旧費」 [列番号(38)]
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農林水産施設の災害復旧に要する経費、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく公共土木施設の災害復旧に要する経費、その他の公共、公用施設の災害復旧に要する経費を計上する。
- (13) 「公債費」 [列番号(39)]
元利償還費、一時借入金利子、割引債の割引料及び公債関係の事務費（発行手数料、消耗品等に要する経費を含め、公債事務関係職員の人件費及び備品購入費は「(2) 総務費」に計上し、ここには含めない。）を計上する。
- (14) 「諸支出金」 [列番号(40)]
直接の事業目的を有しない普通財産の取得に要する経費、他の款の目的によって区分されない交通事業、ガス事業、電気事業及び収益事業会計の特別会計に対する繰出金、負担金、補助金、出資金及び貸付金を計上する。併せて、都道府県にあっては、地方消費税清算金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金（特別地方消費税を含む。）、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、自動車取得税交付金、

軽油引取税交付金、利子割精算金等を、市にあつては市町村たばこ税都道府県交付金等を、それぞれ計上する。

(15) 「予備費」 [列番号(41)]

地方自治法第217条に規定する予備費を計上する。

(16) 「一般会計支出済総額」 [列番号(42)]

各四半期における一般会計の支出済額の総額を計上する。

9. 特記事項 〔調査票乙〕

特記事項には、今四半期における一般会計款別収入・支出の特徴点を可能な範囲で記入する。